

2014年10月3日

[明石市教育長への要求書]

明石市臨時・非常勤職員ユニオン
明石市非常勤給食調理員労働組合

2014年度 明給労要求書

日々ご健勝のことと存じます。

平素は私たち明給労に対しまして、労使協議を十分に尊重し、ご尽力頂いていますことに感謝申し上げます。

さて、経済情勢は、拡張しつつあると言われてはいますが、私たちの賃金は、10年以上改善されていません。4月の消費税増税後、消費者物価はあがっており、さらには10%への増税も予定されており、生活は益々圧迫されています。

職場では、「米飯の週3回実施」「物資の動線図作成」「作業工程表作成」「複雑化するアレルギー児童への対応」に加え、不十分な施設の中での「ドライ運用」など、毎年過重になる労働環境の中、正規職員と同様に「こどもたちにとってより良い食教育」を共に考え食中毒に細心の注意をはらいながら、衛生的で、おいしい給食を提供すべく、毎日の業務をこなしています。

退職者不補充での民間委託や、職種変更制度などにより正規職員が減少し、私たちの果たす役割はますます、重要なものになっています。

しかし、退職一時金については、1996年に制度化されて以来、まったく改善されておらず、定年後の生活は不安定な状態です。又2009年再任用制度の導入後正規職員の再任用と明給労再雇用との雇用条件の格差が生じ、いまだに改善されていません。

又昨年度より導入された新臨時職員制度により3年間の雇用年限を定められた臨時調理支援員は「雇用止め」の不安を抱えて働かなければなりません。

「行革」合理化やコスト削減による私たちの労働条件の悪化を進めず改善するため、そして食教育を守り発展させるため、組合員の総意をもって以下の通り要求いたします。

なお回答については、10月14日までに誠意をもって文書にてお願いします。回答に誠意がみられない場合は市労連を始め全国の自治労の仲間とともに明給労の組織の総力を挙げてたたかうことを申し添えます。

記

- 1 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている嘱託・非常勤職員を全員、正規職員とすること。
 - (1) 給食調理員の募集を行なうときは「パート労働法」の趣旨に則り、嘱託・非常勤職員から、勤務年数順に優先的に採用すること。
- 2 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず、直営を堅持すること。
- 3 長年にわたる退職者不補充による労働過重、また、給食業務の維持向上を図って行く為にも以下の改善をすること。
 - (1) 臨時調理支援員を非常勤職員として採用すること。
 - ① 非常勤職員とするまでは、雇用保障し労働条件を改善すること。
 - (2) 調理員を自治労基準で配置し労働過重に伴う人員増をすること。
 - (3) 職員の補充、欠員は新たな職員を採用して補充すること。
- 4 正規職員に至るまでは非常勤職員を全員、嘱託職員とすること。
- 5 嘱託・非常勤職員の労働条件については、学校職員として均等の取り扱いとし、以下の改善をすること。
 - (1) 賃金制度は正規職員と同じとすること。
 - ① 賃金は1年毎に4号給昇給とし正規職員と同様に昇格もすること。
 - ② 毎月安定した収入確保のため月給制とすること。
 - ③ 扶養手当、住宅手当などを支払うこと。
 - (2) 退職金制度を改善し正規職員と同じとすること。
 - (3) 非常勤職員の勤務日数を増やすこと。
 - (4) 休暇制度を正規職員と同じとすること。
 - ① 夏季休暇、生理休暇を正規職員と同じとすること。
 - ② 私療休暇制度、介護休暇制度を正規職員と同じとすること。
 - ③ 看護休暇を正規職員と同じく制度化すること。
 - ④ 短時間介護休暇を正規職員と同じく制度化すること。
 - ⑤ リフレッシュ休暇を正規職員と同じく制度化すること。
 - (5) 公務災害（労働災害）の取り扱いを正規職員と同じとすること。
 - ① 市の責任において公務災害補償と同じになるように補填すること。
- 6 定年後の雇用については正規職員と同様の取り扱いをすること。
 - (1) 雇用延長すること。
 - (2) 賃金を改善すること。
 - (3) 休暇制度を改善すること。とりわけ、私療休暇制度を正規職員と同じとすること。
- 7 現行のプール制度を抜本的に改善すること。
 - (I) 人員を加配して、現行のプール制度を廃止すること。
- 8 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく安全衛生の確立を行うこと。